

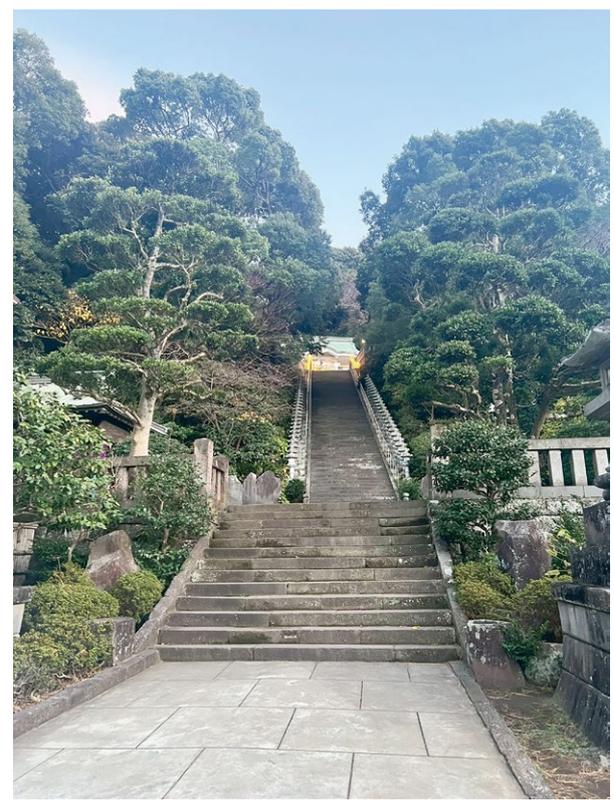


# 議会だより まなづる

No. 90

2026年(令和8年)  
2月1日発行

題字：まなづる小学校5年  
竹内 夢花さん



## 神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1  
電話0465-68-1131(代)  
gik\_gikai@town.manazuru.kanagawa.jp

発行/真鶴町議会  
編集/議会広報・広聴特別委員会

ご意見・ご感想をお寄せください



## C 目次 ontents

特集	2P
12月定例会	5P
議長室	12P

# 特集

特集

## 真鶴町の水道 ―これまでの歩みと 課題・採決の結果―

水道は、町民の生命と暮らしを支える最も基礎的な公共インフラです。蛇口をひねれば安全な水が使えることは、日常の中では当たり前のこととして受け止められがちですが、その裏側では、膨大な設備の維持管理や更新、そして安定した事業経営が欠かせません。

真鶴町の水道事業は、これまで長年にわたり安定した給水を維持してきました。しかし現在、施設の老朽化や経営環境の変化により、大きな転換点を迎えています。

本特集では、真鶴町の水道事業のこれまでの歩み、国や県の方針と併せた現在の課題、水道料金改定案に対する議会の考え方、そして臨時会での採決結果についてお伝えします。

## 真鶴町の水道事業の変遷

真鶴町の水道事業は、人口増加や生活水準の向上に対応するため、昭和期から平成初期にかけて本格的な整備が進められてきました。

浄水施設や配水池、町内各所に張り巡らされた配水管は、当時の町民の暮らしを支えるために計画的に整備され、今日まで安定した給水を実現してきました。

現在使われている施設や管路の多くは、この時期に整備されたものです。これらは、町民生活を長年支えてきた重要な資産である一方で、整備から数十年が経過し、老朽化が進んでいることも事実です。

水道事業は、地方公営企業法に基づく「公営企業」として運営されており、一般会計とは異なり、原則として事業に必要な経費は水道料金収入によって賄う「独立採算制」が採られてきました。

この仕組みのもとで、真鶴町の水道事業は、長年

## にわたり比較的安定した経営を続けてきました

が、近年、財政状況の悪化による一般会計からの資金繰入れも含め、その前提となる条件が大きく変化しています。

## 水道事業を巡る国や県の動き

平成30年に水道法の一部が改正されました。この改正により、国、都道府県、市区町村それぞれの役割が整理され、水道の基盤強化については、国が全体方針の策定、各水道事業者（市町村や県営水道などの広域水道事業）が事業運営の基盤強化、都道府県が広域連携の推進を担うなど、責任の所在が明確化されました。

また、災害発生時の早急な復旧支援や、老朽化・耐震化への対応を強化するため、水道行政の所管は厚生労働省から国土交通省へ移管されました。併せて、広域連携の推進、適切な資産管理（施設などの維持管理や修繕につ

## いて、官民連携の推進

なども改正の概要として挙げられています。

これを受け、神奈川県でも令和5年3月に「神奈川県水道広域化推進プラン」を策定しました。

この広域化推進プランにおいて、真鶴町が含まれる地域については、県西・県央の17事業所で連携や広域化に向けた方策の検討などを行う計画となっています。

## 真鶴町の水道事業が抱える課題

現在、真鶴町の水道事業は、複数の課題を同時に抱えています。

第一に、施設や配水管の老朽化です。真鶴町の基幹管路の耐震率は約2・1%と低い水準にとどまっております。今後想定される地震への備えとしても、更新や耐震化を進める必要があります。

更新を先送りすればするほど、突発的な漏水や事故のリスクが高まり、その結果として、計画的な更新以上に多額の修繕

## 費が必要となる可能性

があります。

## 第二に、水道事業を取り巻く経営環境の変化

です。真鶴町は水源に乏しく、これまで他自治体から水を購入する「受水」によって水道事業を運営してきました。このため、一定の受水費が発生します。

一方で、人口減少や節水意識の高まりにより、町全体の水の使用量は減少傾向にあり、水道料金収入の確保が年々難しくなっています。

## 第三に、物価上昇に伴うコスト増です。

配管資材や電気料金、薬品費、人件費など、水道事業の維持管理に必要な経費は年々上昇しており、こうしたコスト増も経営を圧迫しています。

これらの課題が重なり合う中で、今後も安全で安定した給水を継続し、必要な設備更新を進めていくためには、国や県の方針と併せて我が町にとっての持続可能な経営基盤を確立することが不可欠

## となっています。

## 水道料金改定案の概要

こうした状況を踏まえ、執行部からは、今後5年間の水道事業を安定的に維持するための水道料金改定案が示されました。

試算によれば、必要な経費をすべて料金収入で賄う場合、改定幅は約58%になるとされています。

しかし、この改定幅は町民生活への影響が非常に大きいことから、段階的な対応として、当初は約38%の改定に抑える案が提示され、その後、最終的には約34%の改定案へと修正されました。

不足する部分については、経費削減や業務の効率化など、いわゆる「企業努力」によって対応するとされており、新たな水道事業の経営戦略については、今年度中に策定される予定となっています。

## 水道料金改定案に対する議会の意見

議会では、水道事業の持続可能性を確保する必要性や、独立採算制で事業を維持していくことの難しさについては、共通の認識がありました。

水道は止めることのできない公共インフラであり、将来世代に過度な負担を先送りしないことも重要な視点です。

その一方で、急激な料金改定が町民生活に与える影響について、慎重に考慮すべきとの意見も多く出されました。

特に、使用量の少ない世帯や高齢者世帯への影響、負担の公平性については、丁寧な検討が必要であるとの指摘がありました。

こうした議論を踏まえ、議会としては、料金改定そのものは不可避との認識を共有しつつも、適正な受益者負担のあり方について見直しを求めるところとなりました。

具体的には、基本料金

担の偏りと値上げ率を緩和する案を提言することを決定しました。

## 1月臨時会での採決結果

1月に開催された臨時会において、水道料金改定案が上程され、議会からの提言を踏まえた上で、可決されました。

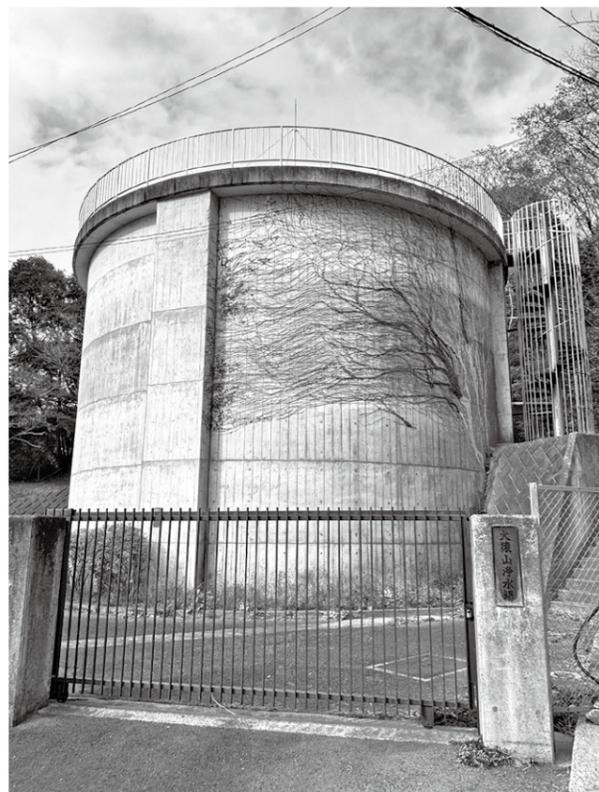
今回の採決は、水道事業の将来を見据えた苦渋の判断であり、議会としても大きな責任を伴う決断となりました。

## さいごに

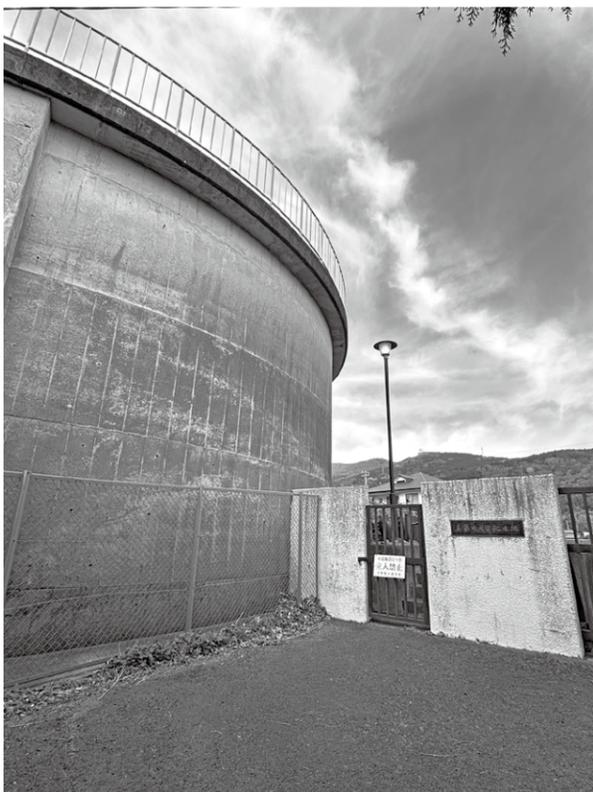
水道事業は、町民の日常生活に欠かせない一方で、その仕組みや課題が見えにくい事業でもあります。

議会としては、今回の料金改定を一つの区切りとするのではなく、今後水道事業の経営状況や事業内容を継続的に検証し、町民の皆さまに分かりやすい情報提供に努めていきます。

将来にわたって安全で安定した水を届け続ける



大猿山浄水場



用留配水池

# 特集

特集

## より開かれた議会を目指して 「住民の声」を町政に活かします。

「真鶴町議会広報特別委員会」を「真鶴町議会広報・広聴特別委員会」に改称しました。

真鶴町議会では昨年9月の改選を機に、従来から設置されております真鶴町議会広報特別委員会を「真鶴町議会広報・広聴特別委員会」に名称を改めました。

これまで努めてまいりました町民の皆様への説明責任に「広聴」機能を加えて、行政や議会に対する意見や要望、提言などを収集、把握し町政に反映していくこととする議会改革の取り組みです。

議会の活動状況を一方的に情報提供するだけでなく、これからの議会活動に「住民の声」を活かしていく役割の強化・充実を図ってまいります。

このほど真鶴町自治会連合会からの申し込みを受けて「総合防災訓練」をテーマに意見交換会を、

を共有しました。意見交換の場では次のような事項が取り上げられました。

▼避難所運営マニュアルの一般住民への広報の必要性▼官民連携体制の構築▼行政の組織体制やマンパワー不足▼総合防災訓練の参加率▼防災倉庫の備蓄品管理▼発災時の要支援者及び独居高齢者の情報共有▼自治会加入率▼役場職員の町内在住者が占める割合▼町内団体による防災キャンプや地域活性化イベントが兼ねる炊き出し訓練の取り組みについて

このほか、真鶴半島駅伝や教育長再任について話題に上がりました。 ※真鶴町議会と町民との意見交換会は、真鶴町議会基本条例の規定に基づき、町在住・在勤者で構成する団体、グループ、議員から議長に開催の申し込みがあった場合に、議会運営委員会が審査し、必要と認めるときに開催します。

開催を希望する場合、真鶴町議会と町民との意見交換会申込書を議長に提出してください。郵送でも構いません。

【第13回議会報告会を開催しました（令和7年12月16日）】

真鶴町議会では議会基本条例第6条の規定に基づき積極的な情報公開や説明責任を果たすため、原則年1回以上の議会報告会を開催しております。

当日は、町内・町外から25人の参加がありました。はじめに議会運営委員会の田中俊一委員長が、昨年11月10日に開催された総務経済常任委員会で町執行部から示された「38%の値上げ改定案」の経緯から、適正な料金水準の設定、管路の耐震化率向上、施設更新のための資金確保などの課題や背景事情について報告しました。

意見交換の場では次のような事項について質疑応答が交わされました。 ▼水道事業の将来的な見通しについて ▼料金改定

のスケジュール ▼町民生活に影響を及ぼすことへの懸念 ▼補助金活用などの激変緩和策について ▼水道事業の構造的な課題について ▼検針業務などの改革について ▼湯河原町との連携について

参加者を対象に実施した無記名アンケートには、計11件の回答をいただき、町内8件、町外2件、他1件の、40代2件、60代2件、70代4件、80代1件、他2件から、次のようなご意見・ご感想をいただきました。

▼別荘税などの徴収を検討して▼スマートメーター導入など検針員の体制について▼値上げには理解するがどう水道事業を運営していくか具体的に示して▼報告会の参加者が少ない▼責任水量について湯河原町との交渉率を上げてほしい▼緊急性の高いテーマを取り上げる議会の姿勢は良い▼値上げの幅が大きすぎる部分がある軽減措置などを考えてほしい▼水道料金については従前からの課題であったが行き詰ったの対応はしてもらいたくなかった▼町行政の説明会は全2回で19名という。そのような人数で町民に説明できたとしてほしくない▼報告会は全議員と対面できる貴重な場だった。

※町が説明会等で示していた「全体で38%の引き上げ率」となる算定は201立方メートル以上の使用水量の超過料金単価を税抜き547円とすべきところを369円として試算したため、改定率も「34%」まで減少すると訂正の報告がありました。

議会報告会や意見交換会において、住民の皆様からいただきました町政に対する要望や提言で重要と認められるものについては、内容を調整の上、町長へ通知することとしております。

土地の売却のための鑑定です。

村田 観光案内看板の修繕料について、町内16箇所を修繕することです。ですが今後劣化に対する対応計画を立てる考えはあります。

村田 小々な人だまり事業について、詳細を教えてください。

村田 美術館の職員人件費を減額補正後も4430万9000円かかっている。閉館している場所を整備する計画ですか。

# 審議結果

## 令和7年12月定例会 審議結果

会期:11月26日~12月4日

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
議案第49号	真鶴魚座の指定管理者の指定について	真鶴魚座の指定管理者を指定するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第50号	真鶴町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	2026年度から乳児等通園支援事業の実施に伴う条例を制定するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第51号	真鶴町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	真鶴町附属機関として真鶴町第三者委員会及び真鶴町義務教育学校開校推進委員会を設置するため改正するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第52号	真鶴町特別職の職員中非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	真鶴町附属機関として真鶴町第三者委員会及び真鶴町義務教育学校開校推進委員会を設置するにあたり各位委員会等の報酬額を規定するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第53号	真鶴町職員の給与に関する条例及び真鶴町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	国家公務員の給与に関する法律等の一部が改正されたため、一般職の給与等も準じた措置をしたもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第54号	真鶴町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども・子育て支援法施行規則の改正により保育内容等の見直しをするもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第55号	真鶴町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	子ども・子育て支援法施行規則の改正により保育内容等の見直しをするもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第56号	令和7年度真鶴町一般会計補正予算(第4号)	予算に5,378万7千円を追加するもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第57号	令和7年度真鶴町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)	予算に3,456万9千円を追加するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第58号	令和7年度真鶴町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	予算に8,865万8千円を追加するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第59号	令和7年度真鶴町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	予算に16万5千円を追加するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第60号	令和7年度真鶴町水道事業会計補正予算(第2号)	予算に定めた支出の予定額を補正するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第61号	令和7年度真鶴町下水道事業会計補正予算(第2号)	予算に定めた収入及び支出の予定額を補正するもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は採決にわりません

【採決結果】○=賛成 ×=反対 退=退席 欠=欠席(遅刻・早退を含み) 除=除斥  
 【議決結果】可=可決 承=承認 許=許可 認=認定 同=同意 否=否決 採=採択 趣=趣旨了承 不=不採択

# 審議結果

## 令和7年10月臨時会 審議結果

会期:10月7日~10月17日

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
発議第2号	真鶴町広域行政特別委員会設置に関する決議について	広域行政特別委員会を設置することにより近隣市町との広域行政に関する諸問題の調査を行う	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第3号	真鶴町議会広報・広聴特別委員会設置に関する決議について	広報・広聴特別委員会を設置することにより議会広報・広聴活動や広報誌の発行を行う	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第46号	令和7年度真鶴町一般会計補正予算(第3号)	予算から297万6千円を増減し、予算総額を45億317万7千円にするもの	9	8	1	可	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第47号	和解及び損害賠償額の決定について	町道陥没により、一般住宅に不同沈下が生じ損壊被害が生じたことに関する和解及び損害賠償額を定めるもの	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第48号	監査委員条例の一部を改正する条例の制定について	監査委員の独立性と専門性を強化するため議員から監査委員を選任しないこととするもの	9	5	3	可	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○

議長は採決にわりません

## 令和7年11月臨時会 審議結果

会期:11月10日

議案番号	議案	概要	採決者数	賛成	反対	議決結果	齋藤伸子	木村勇	堀杏奈	村田知章	山崎佳奈	加藤龍	青木健	田中俊一	海野弘幸	天野雅樹
同意第5号	真鶴町教育委員会教育長の任命について	教育長に藤原仁志氏を任命するもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同意第6号	真鶴町監査委員の選任について	監査委員に藤巻祐輔氏を選任するもの	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長は採決にわりません

【採決結果】○=賛成 ×=反対 退=退席 欠=欠席(遅刻・早退を含み) 除=除斥  
 【議決結果】可=可決 承=承認 許=許可 認=認定 同=同意 否=否決 採=採択 趣=趣旨了承 不=不採択



# 会議の記録

月	日	会議名	映像配信	議題
10月	7日	第4回臨時会(初日)	あり	※審議結果をご覧ください
	9日	総務経済常任委員会	あり	(1)和解及び損害賠償額の決定について (2)監査委員について (3)その他
	17日	議会運営委員会		(1)追加日程について (2)その他
		第4回臨時会(最終日)	あり	※審議結果をご覧ください
		総務経済常任委員会	あり	(1)監査委員について (2)その他
		議会広報・広聴特別委員会		(1)議会だよりNo.89について (2)その他
11月	6日	議会運営委員会		(1)第5回議会臨時会について (2)その他
	10日	第5回臨時会	あり	※審議結果をご覧ください
		総務経済常任委員会	あり	
		議会全員協議会	あり	
		議会広報・広聴特別委員会		(1)議会だよりNo.89について (2)題字表彰選考について (3)その他
19日	議会運営委員会		(1)第6回議会定例会について (2)その他	
12月	26日	第6回定例会(初日)	あり	※審議結果をご覧ください
	27日	総務経済常任委員会	あり	(1)陳情第2号について (2)お林展望公園周辺の活用について (3)庁舎機能移転について (4)その他
		議会運営委員会		(1)議会報告会について (2)その他
		広域行政特別委員会		(1)共有土地管理事業について (2)その他
	4日	第6回定例会(最終日)	あり	※審議結果をご覧ください
		広域行政特別委員会		(1)水道事業に関する協議について (2)その他
		議会広報・広聴特別委員会		(1)議会だよりNo.90について (2)その他
1月	22日	総務経済常任委員会	あり	(1)水道料金について (2)その他
	14日	議会運営委員会		
	19日	第1回臨時会	あり	

 本紙に関連する会議映像の再生リストはこちら

## 民泊について



動画はこちら！  
やまざき 山崎



かな 佳奈 議員

**問** 県下では900施設を超えています。真鶴町に幾つの民泊があるか把握していますか。また、近隣住民からのトラブルの報告はありますか。

**答** 住宅宿泊管理業者は国土交通省による登録制度があり、関東整備局が公開している登録簿に町内事業者はありませんが、小田原保健福祉事務所に届け出がなされている民泊物件は7件あるようです。一方、民泊事業者が多く登録するウェブサイトから確認すると、多くの物件が確認でき、届出がなされていない物件なども存在している可能性があります。これまでに、民泊に関する町役場へのトラブルの報告はありませんが、貸別荘における騒音被害の苦情が一件寄せ

られたことがあります。移住促進について

**問** 少子高齢化の進行により今後、日常生活に必要なサービスが縮小することが予想されます。移住体験からの働く場の創生と定住は実績がありますが、より一層の積極的な対策が必要と考えます。子育て支援拡充、教育移住や観光資源を活用した政策を検討していますか。

**答** 町として観光政策を実施することは考えていません。子育て支援策は町内に在住している町民のために福祉の増進を図ることは常に検討しています。一方、教育移住については、まさに狙いとするところであり、教育魅力化に向けて取り組みを進めている最中です。

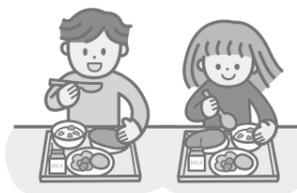
## 学校給食について

**問** 学校給食のランニングコストは年々上がっています。来年度、中学生への給食が始まる時の想定はしていますか。また、物価高騰の中、これまでの給食費で十分な量と

質を保つことは可能ですか。

**答** 小中学校の完全給食実施に伴うランニングコストは、現在の小学校の1.5倍と想定しています。給食費については現在検討しています。「学校給食摂取基準」に則り献立を作成し、町からの給食援助費を含めた現在の額で、質も量も保てるかと判断しています。ここ数年の急激な物価上昇が続く場合は、摂取基準と給食の充実が両立できるように2年程度で増額も視野に入れないといけないと考えています。

※詳しくはYouTubeをご覧ください。



## 一般質問

## 真鶴町における保育政策の理想と現状について



動画はこちら！  
りょう 加藤



りょう 加藤 議員

**問** 現在、町では未就学児における待機児童は発生していますか。

**答** 4月の入所時点では発生していませんが、年度途中の転入希望、0から2歳児の層で受け入れができたかった事実があります。

**問** 受け入れができないことについては設備の問題ではなく人員の問題と推察できますが、来年度開始の「こども誰でも通園制度」の対象となる層ですが実施は問題なくできるのでしょうか。

**答** 国の方は最低一箇所でも実施、ということでしたが民間保育園の2園、公立の幼稚園でも受け入れの方向で協議を進めていきます。

**問** 誰でも通園制度に対するキャパシティを確保するのであれば、先に通常の通園を希望し断られた児童のためのキャパを作るべきではないかと考えます。その点の整合性についてはどう考えますか。

**答** 目指すべきは保育園でさらに人員を雇ってキャパシティを拡大していくことです。人材獲得は企業努力だけでは難しい面もあり、担当課としても保育士を目指す学生に真鶴町のことも向け施策を紹介しながら真鶴町での保育士としての就労を訴求するなどの取り組みを行っています。

**問** 真鶴町では11月26日時点で来年度に生まれる予定の母子手帳発行数はゼロで、小さなお子さんを含めた世帯の移住などもありますが民間からすると需要見込みが減少傾向であれば供給も減少するのは当然と考えます。反面で小さな自治体ゆえ移住施策などにより上下の振れが発生もあり得ます。安定的な体制の構築には公立の関与は非常に

重要だと考えますが、担当課の見解を教えてください。

**答** 重要だと考えており、健康こども課として注力していきます。

**問** 同僚議員からも質問があつた病児保育について、各自治体に整備するのではなく広域連携による実現は可能でしょうか。

**答** まだ協議に至ってはいないのですが、負担金を払う上で小田原市の病院内に併設されている設備を利用できるということは確認が取れています。病児保育とともにニーズの高い中で積み残し事項となっていましたファミリーサポートなどともに検討を急ぎあらゆる方法を模索していきます。

その他、「真鶴町職員採用の現状」についても質問を行いました。



● 議長室 ●

真鶴町議会 議長

天野 雅樹

平素は、当議会に対しまして深いご理解と温かいご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。昨年9月に執り行われました議員選挙を経て、新たな議員による委員会構成で、令和9年9月まで町民の皆さまの負託に応えるべく、活発に議論を重ねてまいる所存です。これまでの「議会広報特別委員会」を「議会広報・広聴特別委員会」と改め、多くの町民の声を吸い上げ行政に反映させるべく広聴機能を充実させようと考えています。また、本No.90号の議会だよりから「議長室」のコーナーを設けていただき、議会でも何が議論されているか、町政の課題や問題点、町民の皆さまからの声などを議長としての立場から分かりやすく、丁寧に伝えていきたいと思っております。

昨年11月18日に自治会連合会の皆さまとの意見交換会を行い、主に町の防災について有意義な協議をすることができました。近年は全国各地で自然災害が激甚化、頻発化しており、改めて「安全・安心なまちづくり」の重要性を痛感いたしました。町民の皆さまの生命と財産を守るべく、防災・減災の強化を最優先課題の一つとして取り組んでまいります。また、12月16日に開催

した議会報告会では、町民生活に影響の大きい「水道料金改定」を中心に意見交換をさせていただきました。多くの声を町の執行部に申し送りいたしました。本年につきましても、水道料金改定につきましても、湯河原町との受水契約の協議や水道事業の広域化に向けての議論や公共施設の統廃合（役場庁舎移転も含む）、令和10年度開校予定の小中一貫義務教育学校の新校舎建設。ケープ真鶴、魚座、展望公園などの指定管理事業、コミュニティバスを含んだ地域公共交通の改善といった山積する諸課題の解決に向け、皆さまの声をしっかりと聴き、執行部とも連携し、鋭意努力してまいる所存です。これからも議会報告会や各団体との意見交換会を充実させてまいります。現在の少子高齢化や人口減少、人手不足、デジタル化の進展など、大きな転換期にあります。この様な時代だからこそ、議会は将来を見据えた確かな指針を示していかなければいけないと考えます。議会のデジタル化も進展させるなど議会改革も一段と加速させてまいります。結びに、今年一年が皆さまにとって良い年になりますよう心より祈念申し上げます。

● 題字作品展示会 ●

昨年、夏休みに募集した題字84作品を1月10日、11日に真鶴地域センターにて展示しました。

会場にお越しくださった方々は、思い思いに作品を見ながら談笑したり作品の前で写真を撮ったりしていました。

案内係をしていた議員とも、作品の魅力について、また町政に対しての思いを語り合い、とても充実した時間になりました。

No.89の固定資産評価委員の青木宏さんの字が誤っていました。訂正し、お詫び申し上げます。



次回定例会開催案内

次回は  
2月25日(水)、26日(木)、  
3月12日(木)、13日(金)  
予定

お詫び

No.89の固定資産評価委員の青木宏さんの字が誤っていました。訂正し、お詫び申し上げます。

正 宏  
誤 博

会議録の閲覧

会議録はインターネット上で閲覧できます。



編集後記

今回の「議会だより」は、臨時議会で水道料金について話し合われることが分かっていましたので発行日が迫っていました。特集記事を企画しました。是非皆さんにホットな内容をお届けしたいと考えました。結果的に日程がかなりきつくなり、校正・校閲作業も時間をかけられなかったこともあり、より詳しく正確にお知りになりたい方は真鶴町ホームページを併せてご覧いただければ幸いです。少々時間は、かかりますが動画で見ることが出来ます。これからも、お手元ですぐ読めてわかりやすい「議会だより」を目指していきます。

編集長 齋藤伸子

議会広報・

広聴特別委員会

委員長 山崎佳奈

副委員長 堀 杏奈

委員 齋藤伸子

木村 勇

加藤 龍